

公益財団法人長田ふるさと財団助成金交付要綱運用基準

(平成18年1月制定)
(平成23年4月1日改正)
(平成27年3月17日改正)

- 1 公益財団法人長田ふるさと財団助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）
第2条に定める助成対象事業は、次の事項のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 営利を目的とする事業でないこと。
 - (2) 国、地方公共団体及び民間の団体から助成を受ける事業でないこと。
 - (3) 助成対象経費が20万円以上の事業であること。
 - (4) 新規の事業であること。

- 2 要綱第3条に定める助成対象経費は、次の経費を除くものとする。
 - (1) 事業実施団体の構成員（会員）が講師をした場合に支払う講師謝金・旅費等
 - (2) 飲食費（但し、当該事業の実施に伴い直接必要な材料費は可。）
 - (3) 完成品を参加者個人の所有に属させる場合に用いた材料費
 - (4) 当該団体の通常の運営の用に供する消耗品、物品等の購入経費
 - (5) 備品購入費（但し、当該事業の実施に不可欠な備品で、その金額が助成対象経費の30%以内のものは可。）
 - (6) 事業参加者の航空券経費（但し、当該事業の実施に不可欠な航空券経費は、航空券代金の1/3を助成対象経費とする。）

- 3 助成金の額は、30万円を限度とする。

- 4 助成の期間は、3年間を限度とする。

- 5 理事会が特に認める事業は、この基準の限りでない。